

第20回議会力向上会議記録（抄）

（27.8.25）

一、協議事項について

冒頭、本会議の座長に議会運営委員会委員長の吉川敏文議員が、副座長に議会運営委員会副委員長の野里文盛議員が就任する旨の報告があった。

次に、正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった（別紙資料参照）。

1. 議会報告会について

今年度の議会報告会及び開催方法等について正副座長案をもとに協議を行い、資料1のとおりとなった（資料1参照）。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	「第2部 議員との懇談」について、6常任委員会の所管事項の意見交換を同一の場所（6テーブル）で行うと、発言者の発言が聞こえづらいため、工夫が必要。
公明党 堺市議団	正副座長案を基本として実施してはどうか。「第2部 議員との懇談」は2常任委員会分の所管（2テーブル）でよいのでは。また、参加者が意見交換を希望する常任委員会を選ぶためには、各常任委員会の所管事項をわかりやすく周知することが重要となる。
自由民主党・ 市民クラブ	「第2部 議員との懇談」では、意見交換する各常任委員会の所管事項を限定したほうがよい。議会報告会の申込の際、用紙に希望テーマを記載してもらい、その結果を受けてテーマ設定してもよいのではないか。
ソレイユ堺	「第2部 議員との懇談」について、各常任委員会の所管事項全てに対して意見交換するよりも、意見交換する各常任委員会の所管事項を限定したほうが、実りある議論になるのではないかと。また、今後は各区役所単位で行うことを検討されたい。
日本共産党 堺市議会議員団	「第1部 議会報告」でも参加者からの質問の時間をとるべき。 「第2部 議員との懇談」では、意見交換する各常任委員会の所管事項を限定したほうがよい。
長谷川 俊英議員	正副座長案を基本として実施してはどうか。ただし、「第2部 議員との懇談」の制限時間は15分では短いため、2常任委員会分の所管（2テーブル）とし、制限時間を長くしてはどうか。また、開催場所については、身近な区役所単位での開催を今後の検討課題とされたい。

【協議結果】

10月25日（日）午後1時から本会議場及び委員会室にて「第5回堺市議会 議会報告会」を開催することが了承された。これに伴い、今期定例会の各常任委員会終了後（9月3日）、各常任委員会において、出席議員（4名）の選出及び「第2部 議員との懇談」における各常任委員会ごとの意見交換テーマの設定（3点程度）を行うことを確認した。

また、本日の議論を踏まえ、「第2部 議員との懇談」における参加者との意見交換は、

2 常任委員会所管事項（2テーブル）とし、1テーブル当たり25分程度の意見交換に変更し、その他詳細については正副座長に一任することを確認した。なお、各区役所単位での開催については、今後、議会力向上会議において引き続き協議していくこととした。

2. 委員間討議について【議会基本条例第13条】

前議会より試行中である委員間討議のあり方について協議を行った。

【協議結果】

各会派等より委員間討議のあり方等について、様々な意見が出されたが、集約に至らなかった。今期定例会においては、現行の申し合わせどおり委員間討議を試行することとし、次のとおり各常任委員会において運用することを確認した。

- ・各常任委員長は、事前に、委員の申し出又は委員長からの提案により、委員間で委員間討議の実施を協議し、積極的に実施に努める。

参 考

前回（平成26年10月7日開催）及び前々回（平成26年6月25日開催）の議会力向上会議での協議結果

【協議結果】

各会派等において賛否が分かれる議案かどうかに関わらず、委員会開催日の2日前（午後5時）までに委員間討議の申し出を行うことを原則とし、活発な委員間討議を促すことから、最終的に委員間討議を実施しない結果になるとしても、重要と考える案件については、積極的に委員間討議の申し出を行うことを確認した。また、委員間討議の討議時間（30分）は、現行の申し合わせどおり、委員長において、弾力的に運用できることを再確認した。